

令和8年度岐阜県歴史資料館企画展

飛驒・美濃合併150年

岐阜県は

いかにして生まれたか

明治九年（一八七六）

飛驒と美濃は一つになった

◀ 飛驒国合併につき
右大臣岩倉具視達（明治九年）

筑摩県廃され、飛驒国をその県へ併せられ候条、
土地人民同県より受け取るべし、この旨相達し候事

岐阜県

筑摩縣被廢飛驒國其縣被併候條
土地人民同縣ヨリ可受取此旨相達候事
明治九年八月廿一日 右大臣岩倉具視



岐阜県管内地図（明治13年）

入館無料

令和8年

10月13日(火)～11月27日(金)

- ◆会場 岐阜県歴史資料館 1階展示ホール
- ◆開催時間 午前9時～午後4時30分
- ◆休館日 土・日・祝日（11月3日・文化の日は除く）

飛騨・美濃合併150年

岐阜県は
いかにして生まれたか

明治9年(1876)に飛騨と美濃が合併し、風土も歴史も異なる地域が一つとなり、同じ岐阜県として歩み始めます。これはまた一面では、江戸時代来の入り組んだ支配体制が解体され、旧国を基準にまとまっていく過程でもありました。

当企画展では、現在に続く行政の枠組みである「岐阜県」がいかに形成されたかということ、明治期岐阜県庁事務文書をはじめとした、当館所蔵資料からたどります。

年号	西暦	主な出来事
慶応4年 (明治元年)	1868	1~2月 新政府、飛騨・美濃の幕府領を接收する。 同時期、美濃諸藩は新政府に帰順し、存続が認められる。 4月 飛騨・美濃の接收地を管轄するため、笠松裁判所が設置される。 閏4月 笠松裁判所を廃止。飛騨に飛騨県(翌5月に高山県)、美濃に笠松県を置く。
明治3年	1870	12月 高須藩、本藩の名古屋藩と合併。
明治4年	1871	7月 廃藩置県により藩が廃止されて県となる。 11月 府県統合により高山県が廃止され、飛騨は筑摩県の管轄となる。 また美濃国内諸県は、笠松県を母体とした岐阜県に統合される。
明治9年	1876	8月 筑摩県廃止。飛騨は岐阜県と合併する。 9月 岐阜県権令小崎利準、高山に出張して飛騨の土地・人民を受け取る。



◆高須藩の廃止

御合併一件(明治3~4年)

たかす
高須藩と名古屋藩との合併に関する資料をまとめたもの。

ほんばん
明治3年(1870)、高須藩は、本藩である名古屋藩との合併を新政府に願い出しました。

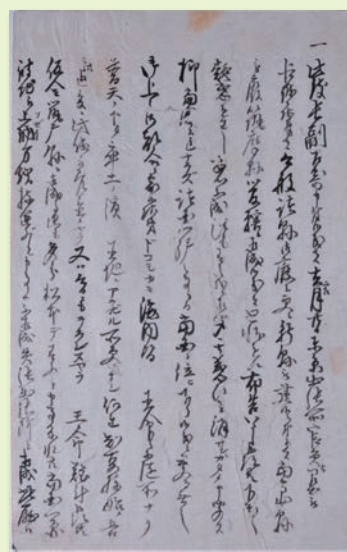
この願いは許可され、高須藩は廃止となりました。

◆高山県廃止への不安

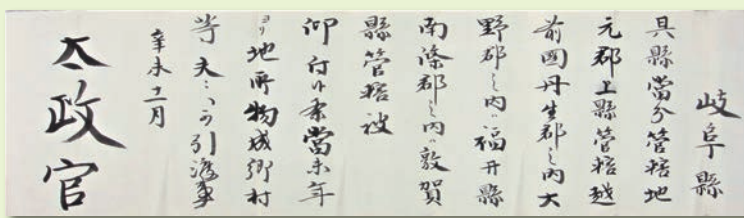
高山県廃止につき告諭
(明治4年)

ちくま
高山県の廃止と飛騨国の筑摩県との合併について、高山県職員から飛騨の人々に対する説明の記録。

高山県の廃止は、飛騨国の地位低下ではないことなどが述べられています。飛騨が独立の行政区域でなくなることに、飛騨の人々が強い不安を抱いていたことがうかがえます。



◆廃藩置県後の府県管轄地域整理



元郡上県管轄地域につき太政官達(明治4年)

だじょうかん
太政官(新政府の最高行政機構)から岐阜県への通達。

岐阜県に統合された郡上県(もと郡上藩)のうち、越前国(福井県)内の管轄地を、福井県などへ引き渡すよう命じています。

岐阜県歴史資料館

〒500-8014 岐阜市夕陽ヶ丘4

電話 058-263-6678

交通: 岐阜バス「本町1丁目」バス停下車、東へ徒歩8分

岐阜県歴史資料館

検索

